奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則 被選奨者に対して賞状のみを授与する旨を定めるため、所要の改正をしようとするものである。 (第7条関係) を行ります。 (第7条 関係) を行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを行りを

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則(案)

奈良県教育委員会選奨規程 (昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二)の

部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び副賞」を削り、 同条第二項中「、 副賞」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則(案)新旧対照表

を定める。 2 前項の賞状及び授与式については別にこれの授与を行う。 (賞状等)	改正案	
2 前項の賞状、副賞及び授与式については別及び副賞の授与を行う。 (賞状等)	現行	